

I 実施計画の概要

1 実施計画の趣旨

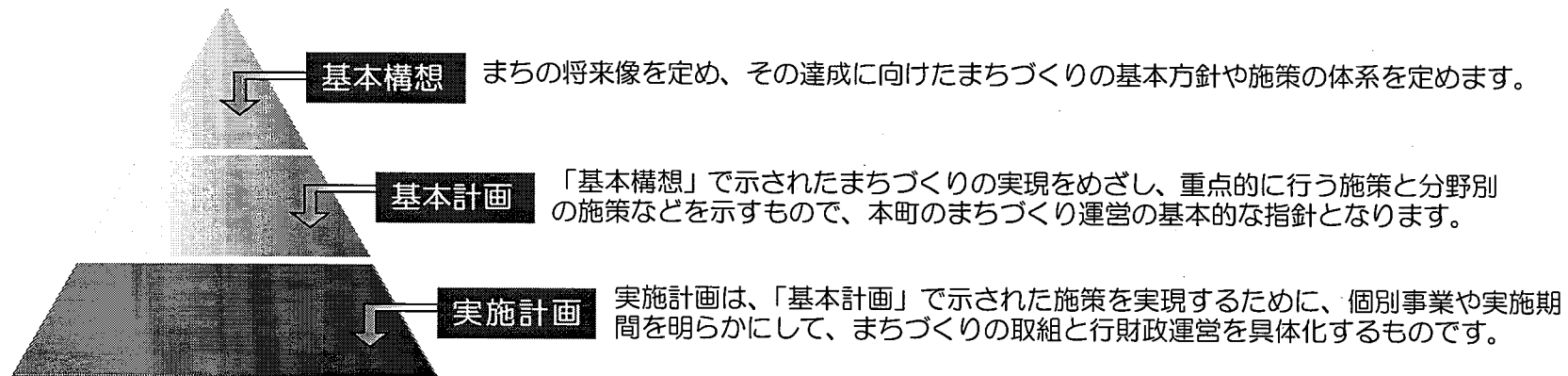
総合計画とは、まちづくりの政策執行に関する最上位の計画として、まちのビジョンや将来像を具体化するための道筋を示すものです。また、各分野における施策に方向性を与え、施策間の連動性を確保し、町民、各種団体や事業者、国、北海道など、本町に関わるすべての人々が、共に理解し協力して取り組むためのまちづくりの目標を定めるとともに、自主・自律を基本とする責任ある行政運営を進めるための指針になるものです。

全国的な少子高齢社会や人口減少社会の到来、国や地方財政のひっ迫、地方分権の進展など地域社会を取り巻く社会経済状況は、なお一層厳しくなることが見込まれ、限られた財源の中で、町民の理解と協力を得ながら、一層の選択と集中による行財政運営を進めていかなければなりません。

こうした時代背景の中、本町の特性を最大限に活かし、町民力を結集し、地域が一体となって、時代にあった新しいまちづくりを具現化するために、「みんなの心つながる 笑顔と安心のまち」を将来像とする第5次白老町総合計画を策定しました。

この実施計画は、第5次白老町総合計画基本構想に掲げる、まちの将来像「みんなの心つながる 笑顔と安心のまち」の実現をめざして、基本計画に定められた施策の具体的な事務事業を明らかにしたもので、効率的・持続的な財政運営のもと、計画的・効果的なまちづくりを推進するために策定するものです。

2 総合計画における位置づけ



3 計画の期間

この実施計画の期間は、平成30年度から平成31年度までの2年間であり、今回で最終改定となります。

	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	
基本構想	8年間								
基本計画	4年間				4年間				
実施計画	第1期(3年間)			第2期(3年間)			第3期(3年間)		
	第4期(3年間)			第5期(3年間)			第6期(3年間)		
	※3か年度を計画期間として 毎年見直しします。		第7期(2年間)						

4 計画の性格

- (1) 実施計画は、基本構想に掲げるまちの将来像を実現するため、基本計画に示された施策を中心に、今後3年間に取り組むまちづくり施策・事業を明らかにし、毎年度の予算編成と事業執行(単年度計画)の指針とするものです。
- (2) 実施計画は、健全で効率的な行財政運営を行うよう留意するとともに、その内容は予算編成上極力優先されるべきですが、社会経済情勢の変化や国の地方財政制度の見直しなどに対応するため、事業評価を行いながら、毎年度見直しを行うローリング方式とし、予算編成において事業の取捨選択を行いながら、財政計画と整合のとれた計画とします。
- (3) 実施計画は、基本構想と基本計画を上位計画として、自治体運営や基盤整備の方針を定めた「財政健全化プラン」「行政改革大綱・実施計画」「都市計画マスタープラン」及び、人口減少対策の方針・取組みを定めた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の横断的制約計画に基づいて、調整を図り整合性を確保します。

5 対象とする事業

この実施計画の対象とする事業は、基本構想及び基本計画を推進するために必要な事業で、町が主体となって推進する主要な事業や事業主体が国や道、団体等であっても町の財政負担が伴う事業を対象にしました。また、事業費の伴わないソフト事業や経常的な経費であっても基本構想及び基本計画を推進するために政策的に行うものについてはできる限り掲載しました。